

# 高齢者福祉サービスのご案内

各サービスを希望される方は申請書の提出が必要です。まずは、ご相談ください。

## 安心見守り連絡カードの配付

ひとり暮らしの高齢者が、自宅において急病または事故などが発生した場合に、本人の身元情報などを救急隊員や関係機関に伝達する手段のひとつとして配付します。

- 対象**／①75歳以上のひとり暮らしの方  
②65歳～74歳のひとり暮らしで次の手帳を所持している方
- ・身体障害者手帳 1 級・2 級
  - ・療育手帳 A・A
  - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級
- 対象者には申請書を郵送します。

## 安心見守り／緊急通報システムの設置

ひとり暮らし等の方の家に、緊急時にボタンを押すことで消防署に通報できる機器を設置します。  
(固定電話回線が必要です)

- 対象**／
- 【安心見守り通報】**(※)
- ①65歳以上のひとり暮らしの方
  - ②慢性疾患は無いが、日常生活に不安を感じている方
- (利用者負担／月500円(生活保護受給者は免除))
- 【緊急通報】**(※)
- ①65歳以上のひとり暮らしの方
  - ②心臓疾患や脳血管疾患等の慢性疾患により発作等が起こり、緊急に援助を必要とする方
- (利用者負担／なし)

## ひとり歩き高齢者等見守りシールの配付

認知症により道に迷うなどの行動がある高齢者等が所在不明となった場合に、早期発見・保護をするため靴等に貼付できる、個人を特定する番号を付したシールを配付します。

- 対象**／認知症によりひとり歩きの見られる高齢者等の家族

**配付枚数**／20枚分  
**利用者負担**／なし



※日中に他の家族が不在になる方も対象となる場合がありますのでご相談ください。

## 見守りライト

ひとり暮らしの高齢者の自宅に、通信機能付きの電球を設置し、電球の点灯・消灯が一定時間ない場合、家族等にメールでお知らせします。

**対象**／次のすべての要件に当てはまる方

- ①75歳以上のひとり暮らしの方
- ②住民税非課税世帯の方
- ③他の見守りを目的とするサービスを利用していない方

**利用者負担**／なし

## 訪問見守りサービス

ひとり暮らしの高齢者の自宅に、市が委託する業者が月に1回訪問し、安否確認及び生活状況を確認し、写真やメッセージとともに家族等にメールでお知らせします。

**対象**／次のすべての要件に当てはまる方

- ①75歳以上のひとり暮らし等の方
- ②住民税非課税世帯の方
- ③他の見守りを目的とするサービスを利用していない方
- ④介護サービスを利用していない方

**利用者負担**／なし

## 配食サービス

本人が食事の支度が困難で、ほかの方から食事の提供受けられない方の自宅に、1日1回昼食のみをお届けするとともに、本人の安否確認を行います。

**対象**／65歳以上のひとり暮らし等の方(※)

**お弁当種類**／普通食・きざみ食・おかゆ・糖尿病食等(配食業者により異なります。)

市からは1食あたり200円を補助します。

## ひとり歩き高齢者等位置検索サービス

認知症により道に迷うなどの行動がある高齢者等を在宅で介護する家族の方に、位置情報が把握できる端末を貸与します。

- 対象**／①65歳以上の認知症の方(若年性認知症も含む)  
②高次機能障害の方

○認知症の方及び介護者の方が市内在住であることが条件となります。

**利用者負担**／オペレーター対応(電話)による位置検索 1回200円(税抜)(インターネット利用の場合は無料)

※委託業者による現場急行 1回10,000円(税抜)

## 訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方の自宅に、市が委託した理美容師が訪問して散髪を行います。

**対象**／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室に出向くことが困難な方

**費用負担**／市が理美容師の出張料金を(2,000円)を負担し、カット料金等については利用者の負担となります。

**利用限度**／年6回(ただし、支給が決定された時期で異なります。)



## 通話録音装置貸与

悪質な電話勧誘や振り込め詐欺などの被害防止のため、通話録音装置を貸し出します。

**対象**／65歳以上のひとり暮らし等の方

**利用負担**／なし

○固定電話回線が必要です。

○電話機により、貸し出しできない場合があります。

## 車いすの貸出し

ケガなどで、一時的に車いすが必要になった場合、2週間を限度に貸し出しを行います。

**対象**／一時的に車いすが必要な65歳以上の方

**利用者負担**／なし

**貸出場所**／市役所高齢者・地域福祉課、支所及び各出張所、各公民館

○貸出在庫に限りがありますので、事前にお問い合わせください。



## 寝具乾燥車の派遣

寝たきりなど身体上の理由で、寝具類を干すことが困難な高齢者の方に、月2回寝具類乾燥車を派遣します。

**対象**／65歳以上の在宅の方で、身体に障害などがあり、介護や手助けを受けられない状況で、住民税が非課税世帯の方

**利用者負担**／なし

## 紙おむつの支給

在宅で寝たきりなどの状態にあり、おむつを必要とする方に支給します。

**対象**／65歳以上の在宅の方で、本人の住民税が非課税で、寝たきりもしくは重度の認知症のために、失禁状態にある方

○生活保護受給者で、紙おむつの支給を受けられる方は、対象外となります。

**支給形態**／所定の品目からお選びいただきます。

**利用者負担**／なし

## 移送サービス

医療機関への入退院時や介護保険の施設の利用時に、寝台または車いすに乗りながら乗降できる移送用車両を利用した場合の費用の一部を補助します。

**対象**／65歳以上の方で、寝たきりまたは常時車いすを利用しており、移送用車両でないと移動が困難な方

○40歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている方も対象となります。

**利用者負担**／

本人が住民税非課税の場合…移送費用の1割

本人が住民税課税の場合…移送費用の3割

○月の利用限度額は移送費用で3万円です。

※超過分は自己負担になります。

## 生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする65歳以上の方が、自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。

**対象**／次の①または②の要件に当てはまる方

①介護保険の要介護・要支援認定で非該当(自立)と判定された方で家事(身体)援助が必要な方

②介護保険の要介護認定を受けている方で、介護保険の適用外のサービスが必要と認められる方

**利用者負担**／介護保険に準じた額

(ただし、生活保護受給者については免除)

## ねたきり老人等手当の支給

病気等により6か月以上の寝たきりや、重度の認知症の状態にある在宅の高齢者に、手当を支給します。

**対象**／65歳以上の方で病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある方

○施設等に入所している方、長期間入院している方は対象外

**支給額**／月1万円

(年3回 4か月ごとにまとめて支給)

## 高齢者住宅の提供

民間アパートなどに住み、立ち退きを求められている方に住宅を提供します。入居者の募集は「広報あさか」で行います。

**対象**／次のすべての要件に当てはまる方

- ①65歳以上の方
- ②ひとり暮らしであること
- ③市内に継続して3年以上住民登録があること
- ④借家、アパートなどに居住し建て替えなどにより立ち退きを求められていること
- ⑤自立して日常生活を営むことができること

**家賃**／月額3万円

○本人の事由による立ち退きは対象外です。



## 住宅改善費の補助

在宅で安心して生活ができるよう、身体状況にあわせ、住宅を改修する場合に、改修費の一部を助成します。高齢者の専用居室が対象ですが、アパート・マンション等の共用部分で本人の生活領域と認められる場合、所有者の同意があれば対象となります。（なお、申請、支払等は下記①～③の対象者本人となります。）



**【手すりの取り付けや段差の解消など、介護保険の給付対象となる住宅改修】**

**対象**／①介護保険の住宅改修を支給限度額（20万円）まで使用したうえで、さらに費用を要する方

- ②介護保険で非該当（自立）と判定され、住宅改修が必要と認められた方
- ③介護保険未申請の方で、予防のために、住宅改修が必要と認められた方
- ①～③いずれか1回のみ

**補助金額（限度）**／

- ①の方…改修に要した費用の3分の2  
上限額200,000円（千円未満切捨て）
- ②・③の方…手すり・段差解消などの限られた改修にかかる費用の3分の2  
上限額53,000円（千円未満切捨て）

**【階段昇降機の取り付け】**

**対象**／介護保険で要介護者（要支援者）と認定され、日常生活を営む上で、階段昇降機が必要と認められた方

**補助金額（限度）**／設置に要した費用の3分の2  
上限額466,000円（千円未満切捨て）

○どの改修も事前の相談、申請が必要です。  
改修後の申請は認められませんのでご注意ください。

## 住替え世帯家賃の補助

民間アパートなどから立ち退きを求められ転居した住宅困窮世帯に対し、転居前と転居後の家賃の差額を補助します。

**対象**／次のすべての要件に当てはまる方

- ①現に転居を求められ転居した、65歳以上の高齢者世帯であること
- ②市内に継続して2年以上住民登録があること
- ③住民税が非課税世帯であること
- ④生活保護を受給していないこと
- ⑤市内の住宅への転居であること
- ⑥転居後の居住面積がおおむね33㎡以下であること
- ⑦転居前家賃が、市で定める金額以内であること

**補助金額（限度）**／月額2万円

## 家具転倒防止器具等設置費の補助

地震による、家具の転倒等を防止するために、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。

市に登録した市内事業者で行った場合にのみ補助の対象となります。取り付け前にお問い合わせください。

**対象**／65歳以上のみで構成されている高齢者世帯

**補助対象**／家具の転倒防止等に有効な器具およびガラス飛散防止に有効なフィルムと取り付け費用

**補助金額（限度）**／1世帯1回に限り1万円



## 住宅についての市・県の相談窓口

### ・居住支援相談窓口

**開催** 毎月第1・3木曜日 午後1時～4時  
住まい探しの困りごとについて、相談することができます。※その場で物件をご案内するものではありません。

地域共生社会課 福祉相談支援係 ☎048-423-5082

### ・市営住宅

入居者の募集は「広報あさか」や市ホームページで周知を行います。

開発建築課 住宅政策係 ☎048-423-3854

### ・埼玉県営住宅

詳細は下記にお問合せください。

埼玉県住宅供給公社 公営住宅部 県営住宅課  
☎048-829-2875

## 老人福祉センター

60歳以上の高齢者の方々の健康増進やレクリエーションの便宜を図るため各種相談や教室、レクリエーション活動を行っています。



利用時間 9:00~17:00

入浴時間 9:30~15:30

- ・**浜崎老人福祉センター**(月曜、祝日、年末年始は休館)  
大字浜崎51-1 ☎ 486-2476  
FAX 486-2414
- ・**溝沼老人福祉センター**(日曜、祝日、年末年始は休館)  
溝沼7-13-11 ☎ 464-5488  
FAX 464-5494

## シルバーサロン

高齢者が気軽に交流し、語らい、くつろぐ事ができるスペースです。

- ・**根岸台市民センター内**(月曜・年末年始休所)  
根岸台2-15-12 ☎ 450-1801
- ・**弁財市民センター内**(火曜・年末年始休所)  
西弁財2-2-3 ☎ 467-1616
- ・**膝折市民センター内**(火曜・年末年始休所)  
膝折町1-7-40 ☎ 462-4531

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市内を6つの圏域に分け6か所設置しています。

- ・**地域包括支援センター 内間木苑**  
上内間木498-4 ☎ 458-2022  
特別養護老人ホーム内間木苑内 FAX 458-2023
- ・**地域包括支援センター つつじの郷**  
西弁財1-10-21 ☎ 472-1574  
ブリランテ朝霞台103 FAX 472-2203
- ・**地域包括支援センター モーニングパーク**  
溝沼3-2-32 ☎ 451-7355  
FAX 465-5845
- ・**地域包括支援センター ひいらぎの里**  
仲町1-1-19 ☎ 291-9111  
イムブル・レーヌ1F FAX 291-9090
- ・**地域包括支援センター 朝光苑**  
青葉台1-10-32 ☎ 450-0855  
特別養護老人ホーム朝光苑内 FAX 450-0966
- ・**地域包括支援センター あさか中央**  
朝霞市北原1-1-14 ☎ 423-2761  
FAX 423-2762

相談受付時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時  
(祝日、年末年始を除く)

## 生きがい活動支援通所サービス

地域のボランティア団体が、レクリエーションや食事、機能訓練などのサービスを提供します。

現在は、NPO法人(非営利団体)が主体となって市内3か所で運営しています。

**対象** / ・虚弱なため閉じこもりがちな65歳以上の方  
・介護保険の要介護認定で非該当(自立)と判定された方など

- 事業者名** / ・サテライトサロン 本町1-8-7  
☎ 468-6972  
・小さな集い 本町2-7-17  
☎ 468-6972  
・晴れたらいいね 岡1-6-16  
☎ 463-7012

**利用者負担** / 事業者ごとに異なりますので、直接ご確認ください。

## 高齢者地域交流室

市内に居住する高齢者に対し、生きがい活動や交流の場を提供しています。

月曜～金曜(土日祝日・年末年始は休室)

午前9時～午後4時

各交流室の活動団体・活動内容についてはお問い合わせください。

- ・**朝志ヶ丘高齢者地域交流室**  
朝志ヶ丘1-4-2
- ・**栄町高齢者地域交流室**  
栄町3-1-15コト朝霞中央公園101

※高齢者の社会的孤立を防止するためには、地域の皆さんからの情報提供が早急な対応につながります。

隣近所に異変を感じたら、迷わずお近くの地域包括支援センター等へご連絡ください。

※障害がある方につきましても、各種サービスを実施していますので、詳細については、障害福祉課へお問い合わせください。

## 申請・問い合わせ

朝霞市高齢者・地域福祉課

☎048-463-1921 (直通)

朝霞市障害福祉課

☎048-463-1598 (直通)

FAX048-463-1025 (共通)